

「協同組合日本接骨師会設立認可書」

本件は、平成元年11月14日付け申請に対し、認可されたものです。

「法人認可」の大切は、「会員の活動のための契約」などの場合、非法人では全会員一人ひとりから了解手続きを取らなければダメとされる問題について、会員を代表して簡潔に行うことができることで、この基盤の大事で当会事業活動の基です。

当時、「公益法人社団法人」は行政の専権事項とされ、一業界一団体の取り組みとされ、それで「事業協同組合」でも「法人」の意味の大事として申請し、認可されました。

厚生省収健政第154号

協同組合日本接骨師会設立認可書

協同組合日本接骨師会

設立代表者 登山 勲

平成元年11月14日付けで申請のあった協同組合日本接骨師会の設立を中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定に基づき認可する。

平成2年6月30日

厚生大臣 津 島 雄

